

令和7年度

羅臼灯台改良改修工事 仕様書

第一章 工事概要

1. 工事名称 羅臼灯台改良改修工事
2. 施工場所 北海道目梨郡羅臼町
3. 工事期間 契約の日から令和 8年 3月25日まで
4. 工事概要 門・囲障改修
灯台内外部改修
踊場屋根防水改修
建具改修
灯ろう塗装
蛍光灯改修(LED化)
不用物処分
5. 管理事務所 根室海上保安部 交通課
住所 〒087-0055 北海道根室市琴平町1丁目38
電話 00153-24-3354
6. 発注元 第一管区海上保安本部 交通部整備課
住所 〒047-8560 北海道小樽市港町5-2
電話 0134-27-0118(内線2654)

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。

5. 現場の納まりなど

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

6. 諸届

- (1) 港則法適用海域において海上工事を施工する場合、「工事許可申請書」を管轄する海上保安部署へ提出し許可を受ける。
- (2) 本工事において、交通船を使用する場合は、海上運送法の適用がなされた船舶、または、「自己の用に供する運送」として海上運送法の適用を要しない船舶とする。
- (3) この他に工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への手続は速やかに実施する。

7. 現場代理人及び主任技術者

- (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
- (2) 現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。

8. 工事現場の安全衛生管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従いこれを行う。
- (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。

9. 災害及び公害の防止

- (1) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
 - (a) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - (b) 公害の防止に努める。
 - (c) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
 - (d) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
 - (e) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
- (2) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。

(3) 安全対策

第一管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。

(ホームページアドレス)

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



10. 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合及び発生する恐れのある場合は、速やかに適切な処置を取り、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。

また、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。

12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

13. 施工計画書

着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。

14. 施工図、現寸図、見本その他

施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。

15. 職方への指示

前項「12. 13. 14.」により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材 料

(1) 材料は、新品とし、後項「18.」により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書の添付されたものとする。

(4) 調査を要する材料は、調査表を監督職員に提出して、承諾を受ける。

17. 材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に「27.」の工事報告で報告する。

ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材料の検査

(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたも

のとする。

19. 材料検査に伴う試験

- (1) 試験は、下記の場合に行う。
 - (a) 設計図書に定められた場合。
 - (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。
- (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受ける。
- (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施工

施工は、設計図書及び前項「12. 13. 14.」による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。

21. 技能士

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。

ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施工の立会い

監督職員の立会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。
- (3) 監督職員等の工事発注者側が現場に立会うため交通船を必要とするときは、前項「6. (2)」に該当する船舶を使用する。
- (4) 現場立会い等に必要な準備、資機材、労務等は受注者が提供し、その費用を負担する。

24. 施工検査に伴う試験

- (1) 試験は、下記の場合に行う。
 - (a) 設計図書に定められた場合。
 - (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 供試体の作製及び試験所等は、前項「19.」による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係者間において十

分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
- (2) 工事写真の撮影用具としては、35mmフィルムを使用するカメラ、APSカメラ、デジタルカメラの何れかとする。なお、使用するカメラ仕様は「工事写真の撮り方」による。
- (3) 工事工程写真及び完成写真は、原則として、各1部ずつ監督職員に提出する。

29. 竣工検査

- (1) 現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。
- (2) 検査職員、同立会者等の工事発注者側関係者が現場に立会うため交通船を必要とするときは、前項「6. (2)」に該当する船舶を使用する。
- (3) 検査に必要な準備、資機材、労務等は、受注者が提供しその費用を負担する。

30. 官給品等

- (1) 本工事において、官給品がある場合、現場代理人または主任技術者は次の処置を取る。
 - (a) 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を提出する。
 - (b) 官給品の保管場所・方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置を取る。
 - (c) 官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を提出して確認を受け、引渡を行う。
- (2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
 - (a) 撤去品の保管場所・方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置を取る。
 - (b) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を提出する。

31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守する。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記による。

- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」

1節 仮設工事

1. 足場その他

足場、桟橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造とする。

2. 養生シート

工事期間中は、足場周囲を養生シート等で囲う。

3. 工事用電源

工事期間中の工事用の電源は、供給用の発電機（外置防音型）での対応を基本とする。

4. 清掃後片付け

工事中及び完成後は、施設内外の清掃を行う。

5. 機器仮設

必要に応じて、機器・配線等の仮移設や養生を行い、終了後現状に復旧する。

2節 撤去工事

1. 外壁モザイクタイル・内壁モルタル撤去

※灯塔付属舎外壁タイルは撤去しない。

灯室外壁タイル（下地モルタル含む）及び内壁モルタルを撤去する。

踊場軒裏モルタルを撤去する。

撤去にあたっては、既存コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう注意する。

2. 踊場塗膜防水・軒裏モルタル撤去

踊場塗膜防水（下地モルタル含む）・軒裏天井モルタル撤去は、既存コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう注意する。

また、踊場先端部コンクリート脆弱部を撤去する。

3. 出入口扉・周囲コンクリート撤去

出入口アルミ防水扉・内側木製扉を撤去する。

扉周囲の壁コンクリートを図示のとおり撤去する。

撤去にあたっては、既存コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう注意する。

4. 建設廃材等の処理

本工事で発生する建設廃材等は、産業廃棄物処理法等の関係法令に従い適切に運搬及び処分を行う。

3節 防水改修工事

1. 踊場防水下地樹脂モルタル塗

樹脂モルタルはエポキシ樹脂系とし、使用材料・工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

塗厚は図示のとおり 15~35mm とし、水勾配を付ける。

2. 踊場塗膜防水

塗膜防水は X-2 相当とし、使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

下地処理に当たっては、ケレン・清掃・ひび割れ補修を行い、ディスクサンダー研磨・ポリマーセメントペースト等で平滑に仕上げる。

踊場等の軽歩行部分は防滑仕上げとする。

3. 屋根塗膜防水

既設塗膜防水面清掃のうえ、トップコート塗とする。

4. シーリング

設計図に示すシーリングに適用する。

シーリング施工は变成シリコーン系 MS-2 を標準とし、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

5. ハリ板周囲シーリング打替え

既設ハリ板部の内外ガラスシーリングの打替えを行う。

シーリング施工はシリコーン系 SR-1 を標準とし、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

4節 外壁改修工事

1. 灯室外壁・軒裏樹脂モルタル塗

樹脂モルタルの塗厚は図示のとおりとし、使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

樹脂モルタルはエポキシ樹脂系とし、使用材料・工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

2. 踊場軒先欠損部補修

欠損部は樹脂モルタルにより成型する。

鉄筋が露出した場合は、防錆処理のうえ樹脂モルタル塗を行う。

3. 灯塔外壁タイル面改修

灯塔外壁モザイクタイル面は、表面目荒し・清掃等の下地処理を行う。

樹脂モルタルはエポキシ樹脂系とし、使用材料・工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

5節 内部改修

1. 灯室内壁

灯室内壁は、既設モルタル厚12mmを撤去し、樹脂モルタル塗とする。

2. 灯塔内壁・天井

灯塔内壁は、既存のエマルション樹脂ペイントを撤去する。

モルタル欠損部は、内蔵する木片等を撤去し、補修モルタル塗とする。

6節 塗装改修

1. 防水型複層塗材E

灯室・灯塔の外壁面は、防水型複層塗材E（フッ素仕上）とする。

塗色は以下のとおりとし、色見本長・カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

・白色：N 9. 5

・赤色：7. 5 R 4／1 4

2. 鉄鋼面耐候性塗料塗り（D P塗）

第四等灯ろう塗装面の再塗装を行う。

塗装面の下地調整は、鉄鋼面RB種とし、鉄鋼面耐候性塗料塗り（D P）はA種1級（フッ素樹脂）とする。

塗色は次のとおりとし、色見本帳、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

・外部 一 白色：N 9. 5

・内部 一 白色：N 9. 5 黒色：N 1

7節 建具・金物等工事

1. 出入口扉交換

出入口扉の新替を行う。

既設アルミ防水扉・内側木製扉及び開口部拡張による撤去は、既存部分等に損傷を与えないよう注意する。

取付けるステンレス扉は図示のとおりとし、現場計測のうえ製作図を作成し監督職員の承諾を受ける。

2. 灯室揚げ蓋交換

既設アルミ揚蓋（枠共）を撤去し、FRPグレーティング揚げ蓋を製作のうえ取付ける。

取付ける揚蓋は図示のとおりとし、現場計測のうえ製作図を作成し監督職員の承諾を受ける。

3. 灯室扉パッキン交換

灯室扉パッキンの交換を行う。

4. その他金物

1) 灯室換気孔

灯室換気孔(VP50)を3ヵ所撤去し、ステンレス換気孔を2個製作のうえ取付ける。

1か所は撤去のうえ、モルタルにより閉塞する。

2) 灯塔換気口

灯塔換気口(W150*H100)は取付枠を含めて撤去し、モルタルにより閉栓する。

8節 囲障改修

1. 撤去

門柱・コーナー支柱のモルタルを撤去する。

中間支柱・囲障パイプは撤去する。

撤去にあたっては、既存コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう注意する。

2. モルタル塗

門柱・コーナー支柱は樹脂モルタル塗とする。

囲障基礎の中間支柱撤去部は樹脂モルタル補修塗りとする。

9節 その他

1. 不用品処分

指示するパッケージ型発動発電機を搬出し処分する。

・寸法 W640*D600*H1,500

・重量 乾315kg/全350kg

2. 蛍光灯交換

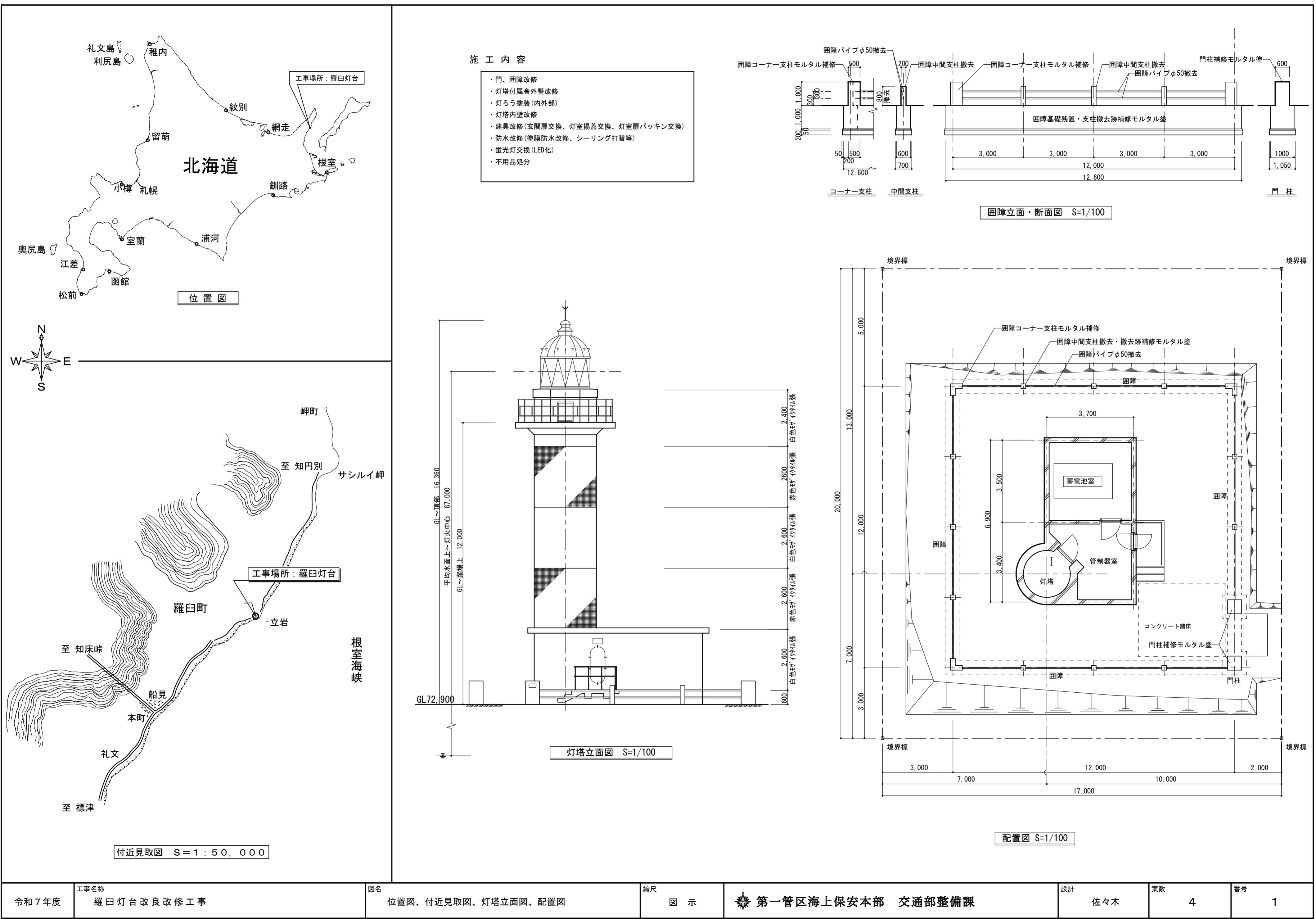
図示のとおり、蛍光灯を交換する。

取付ける器具はLED蛍光灯とし、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

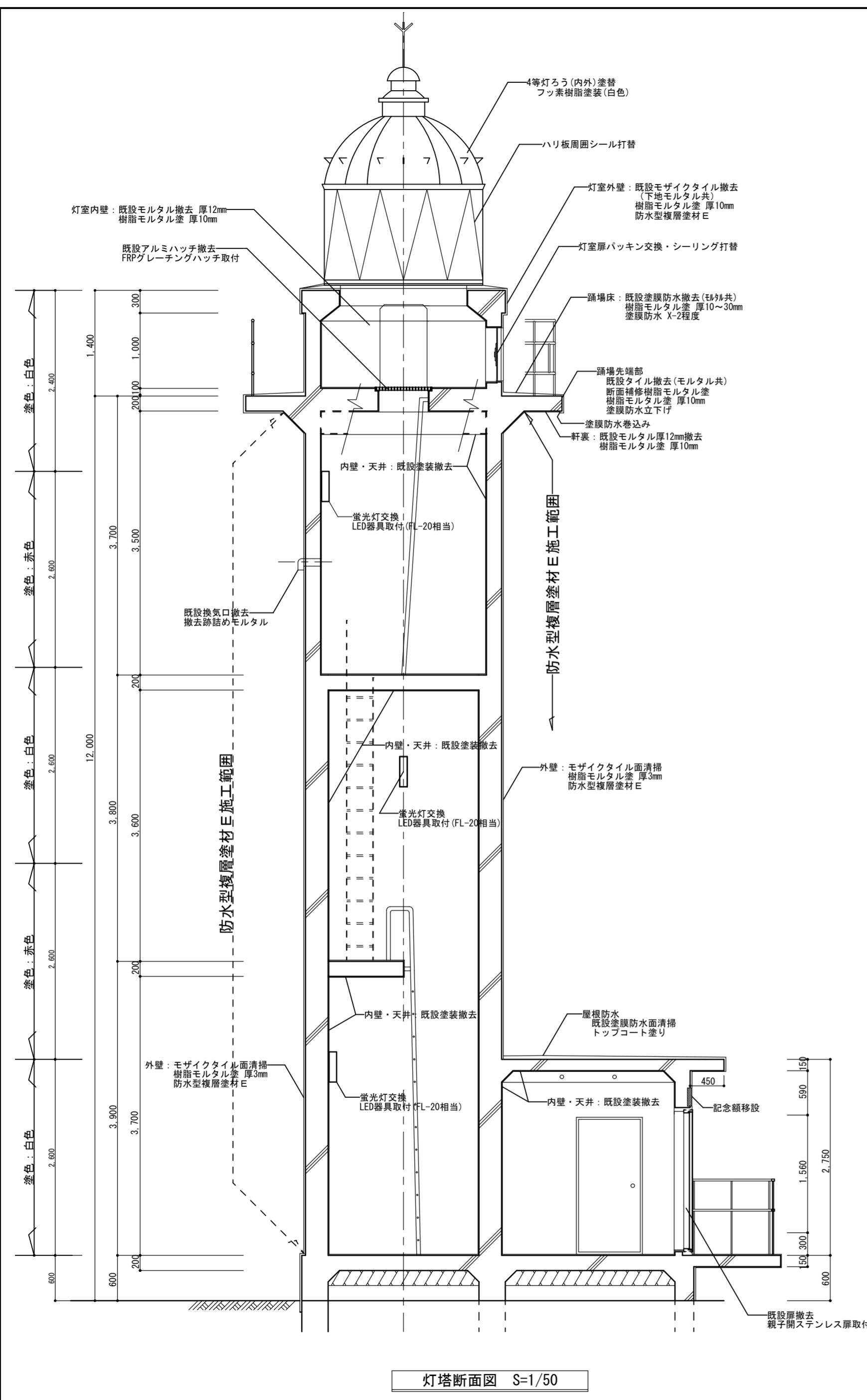
・FL-20*1灯 3個

・FL-40*1灯 1個

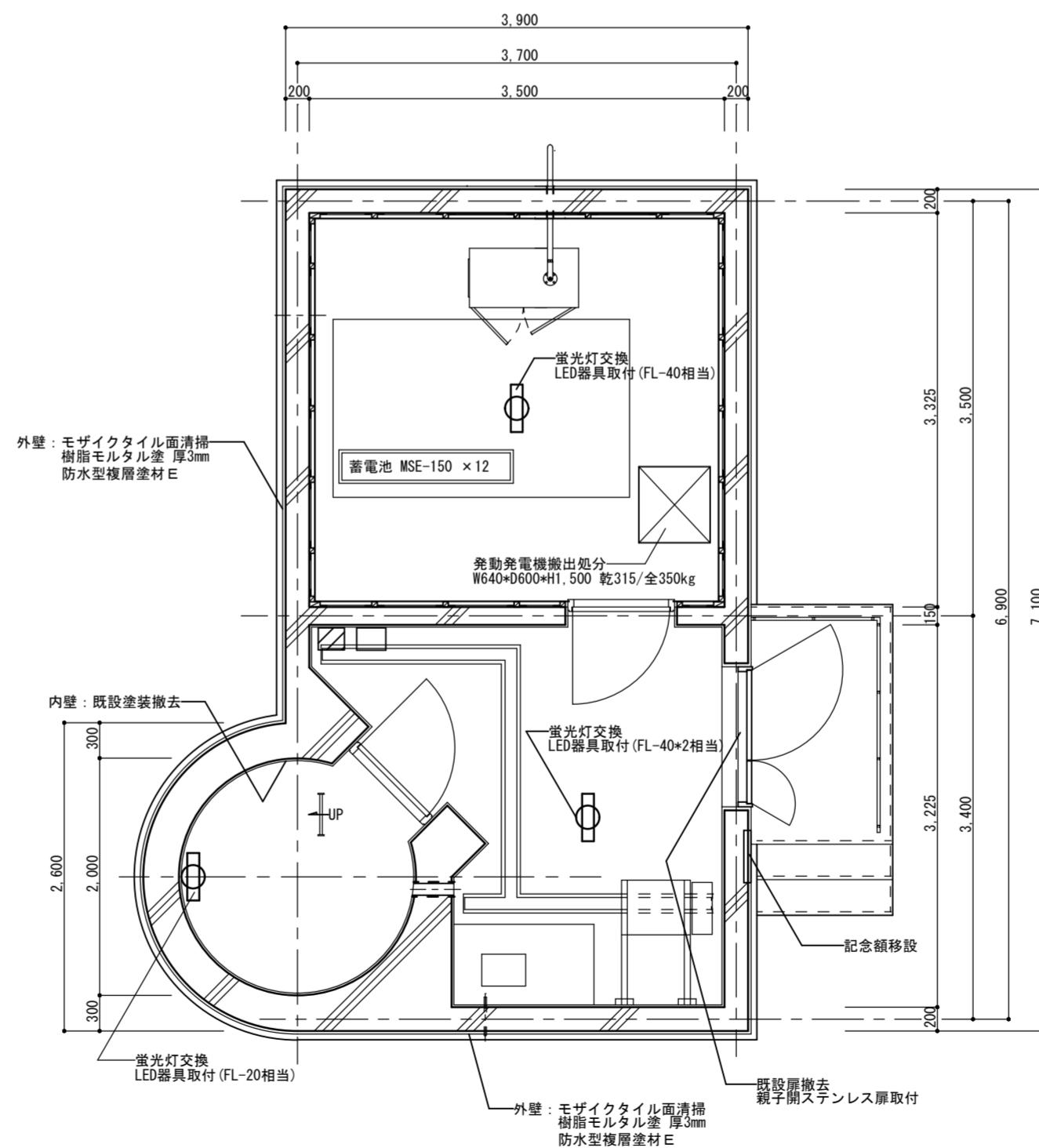
・FL-40*2灯 1個



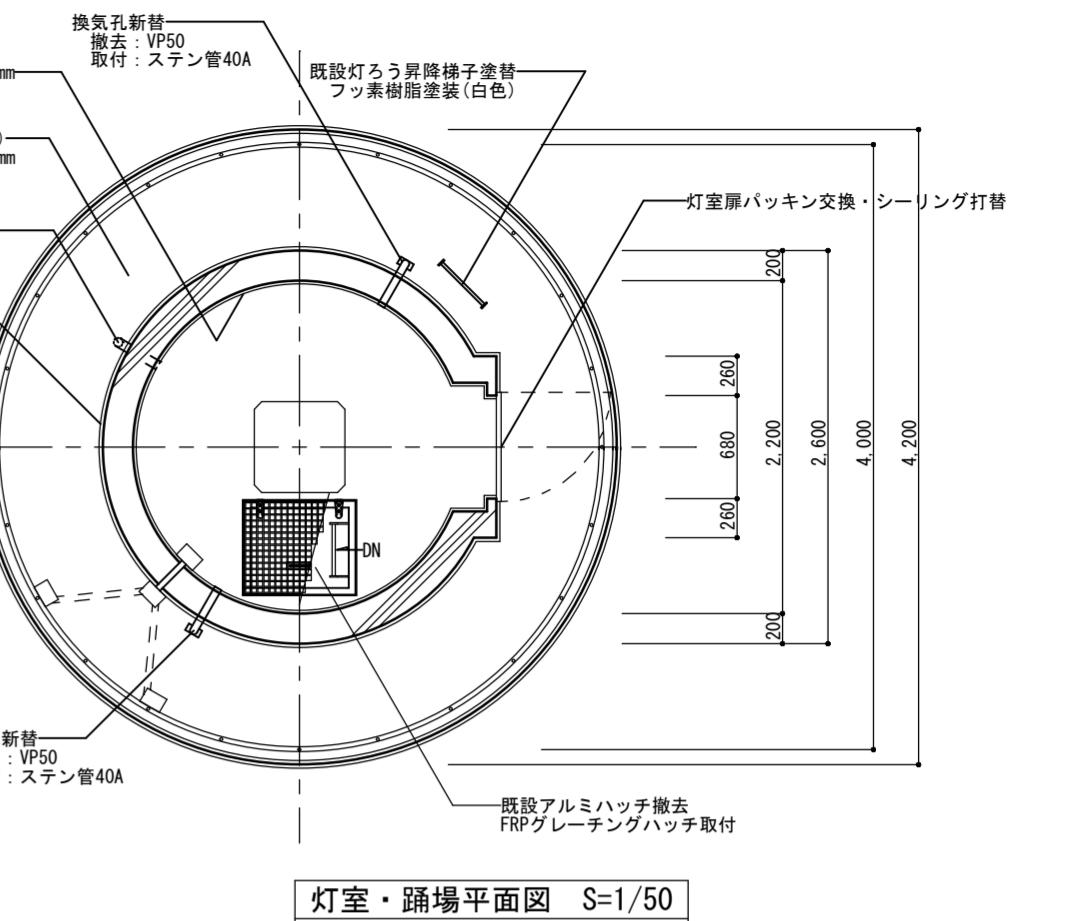
令和7年度	工事名称 羅臼灯台改良改修工事	図名 位置図、付近見取図、灯塔立面図、配置図	縮尺 図示	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計 佐々木	葉数 4	番号 1
-------	--------------------	---------------------------	----------	-------------------	-----------	---------	---------



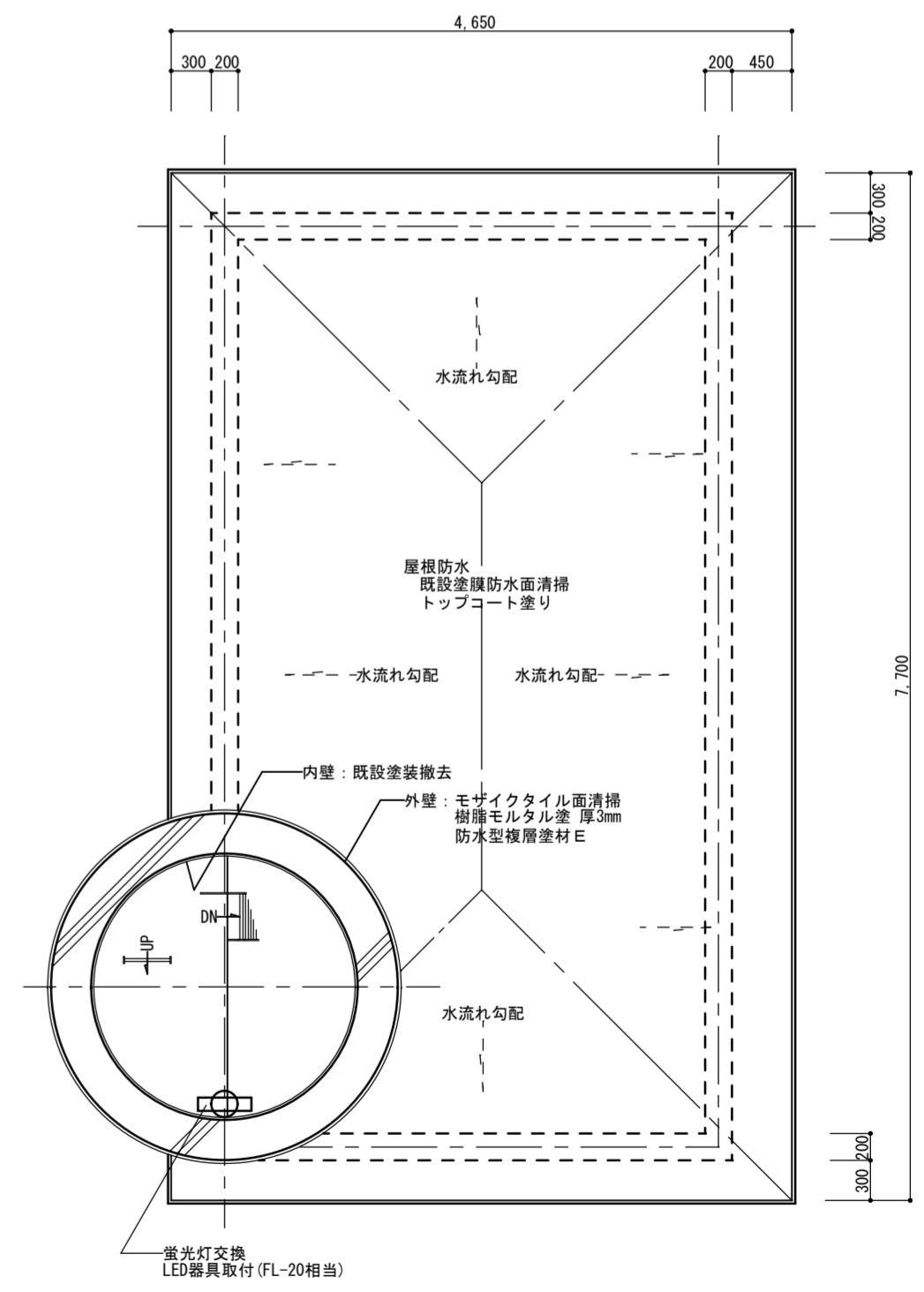
灯塔断面図 S=1/50



1階平面図 S=1/50

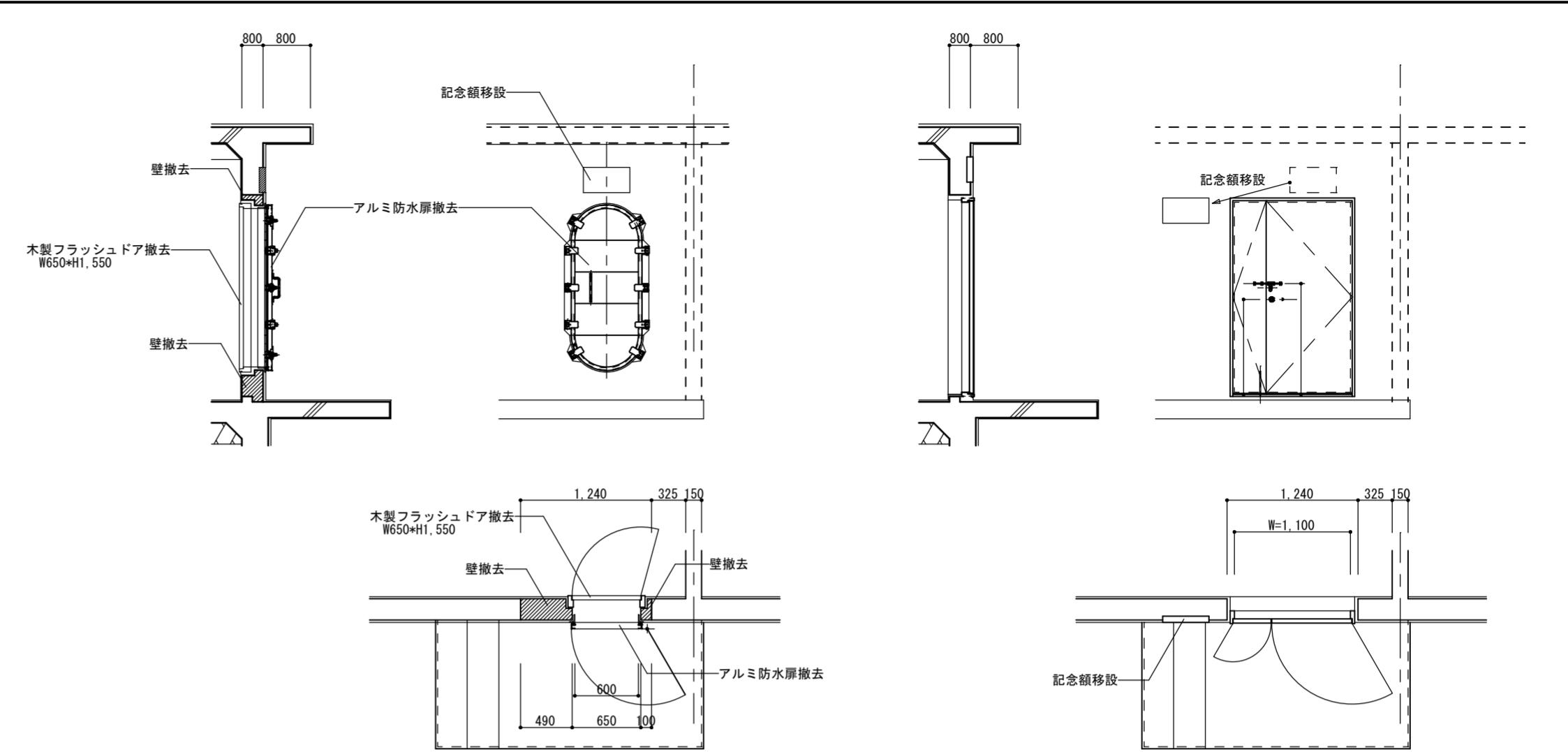
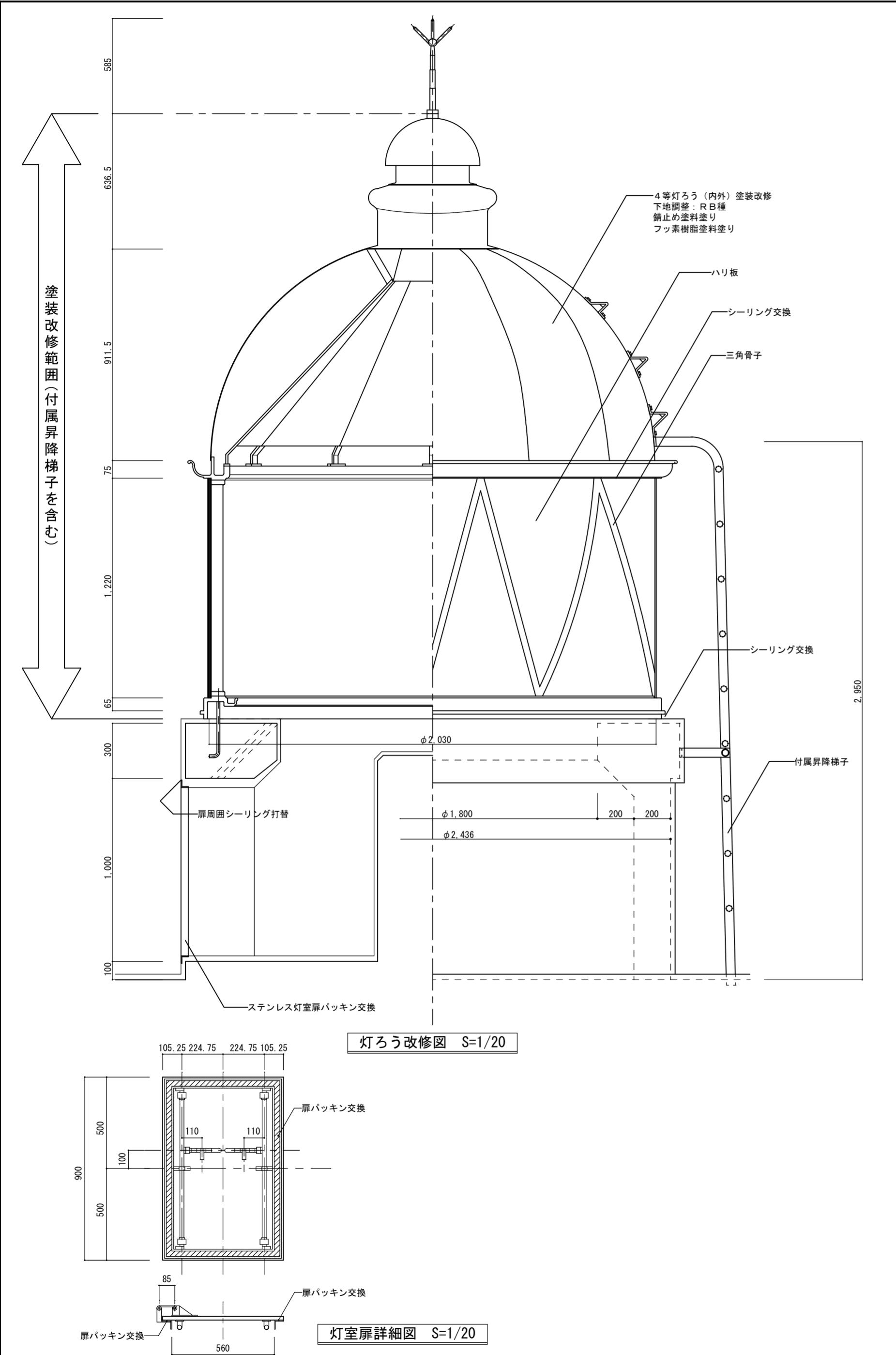


灯室・踊場平面図 S=1/50



2階平面・屋根伏図 S=1/50

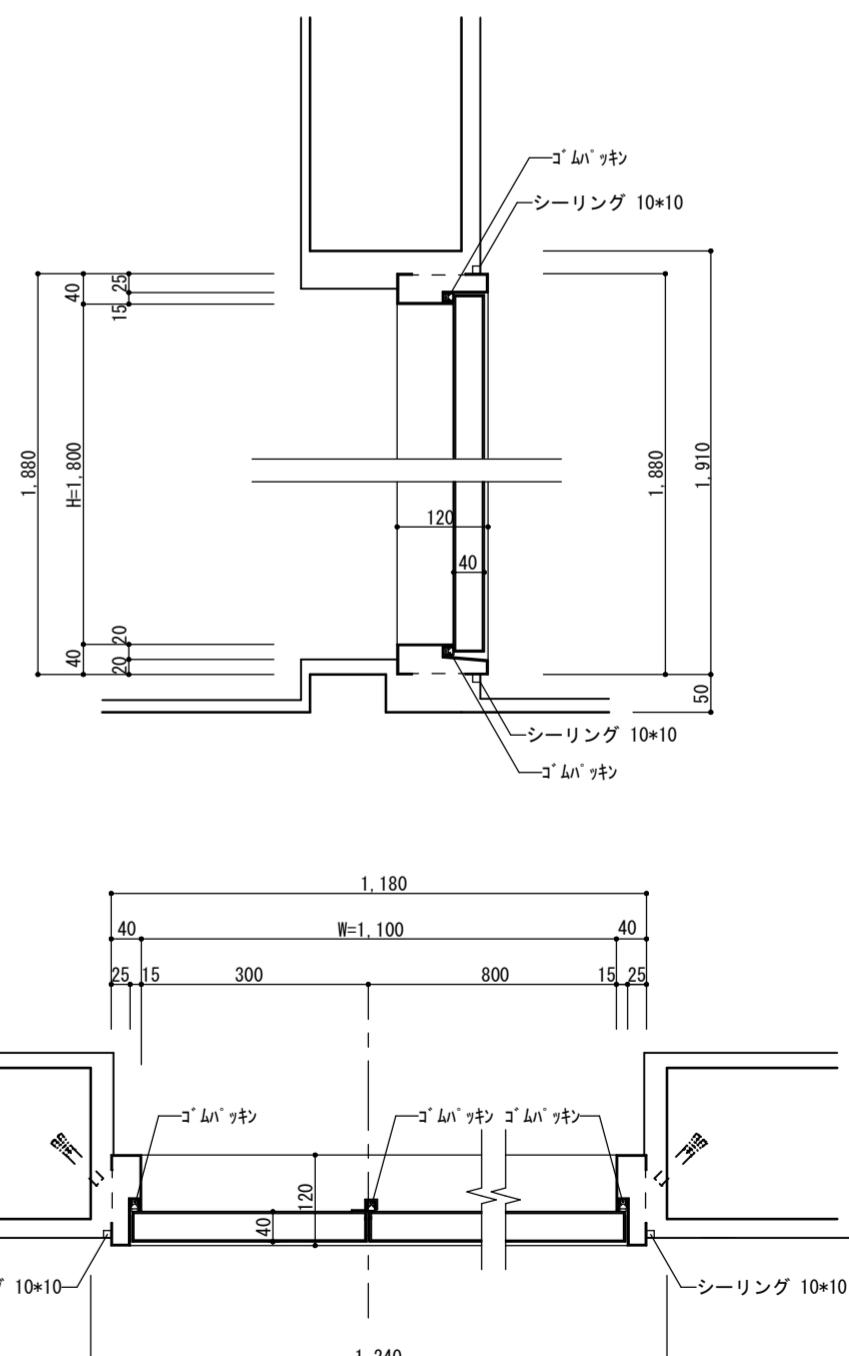
令和7年度	工事名称 羅臼灯台改良改修工事	図名 灯塔立断面図、各平面図、底部詳細図、金物詳細図	縮尺 図示	 第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計 佐々木	葉数 4	番号 2
-------	--------------------	-------------------------------	----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	---------	---------



出入口扉改修図 S-1/50

建具表

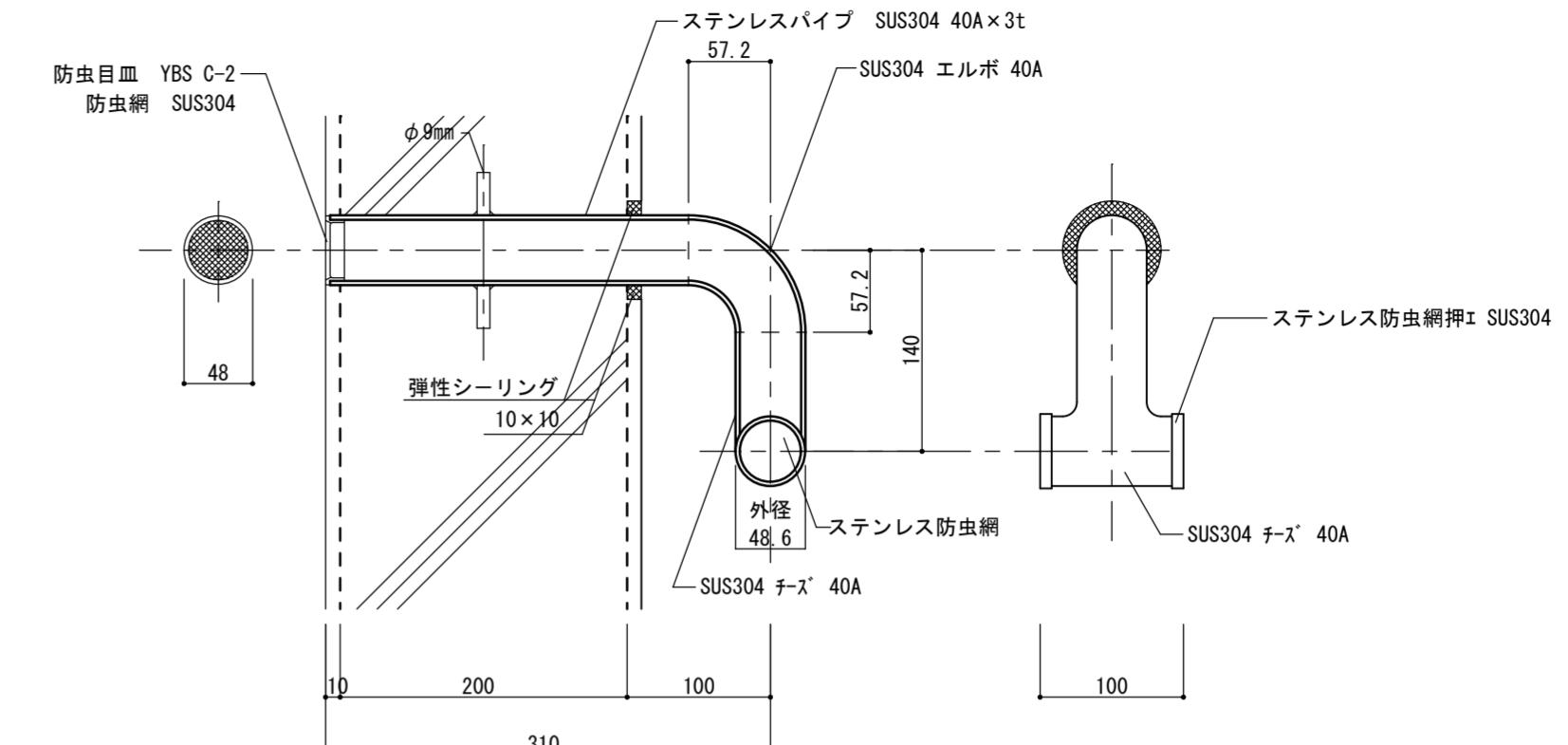
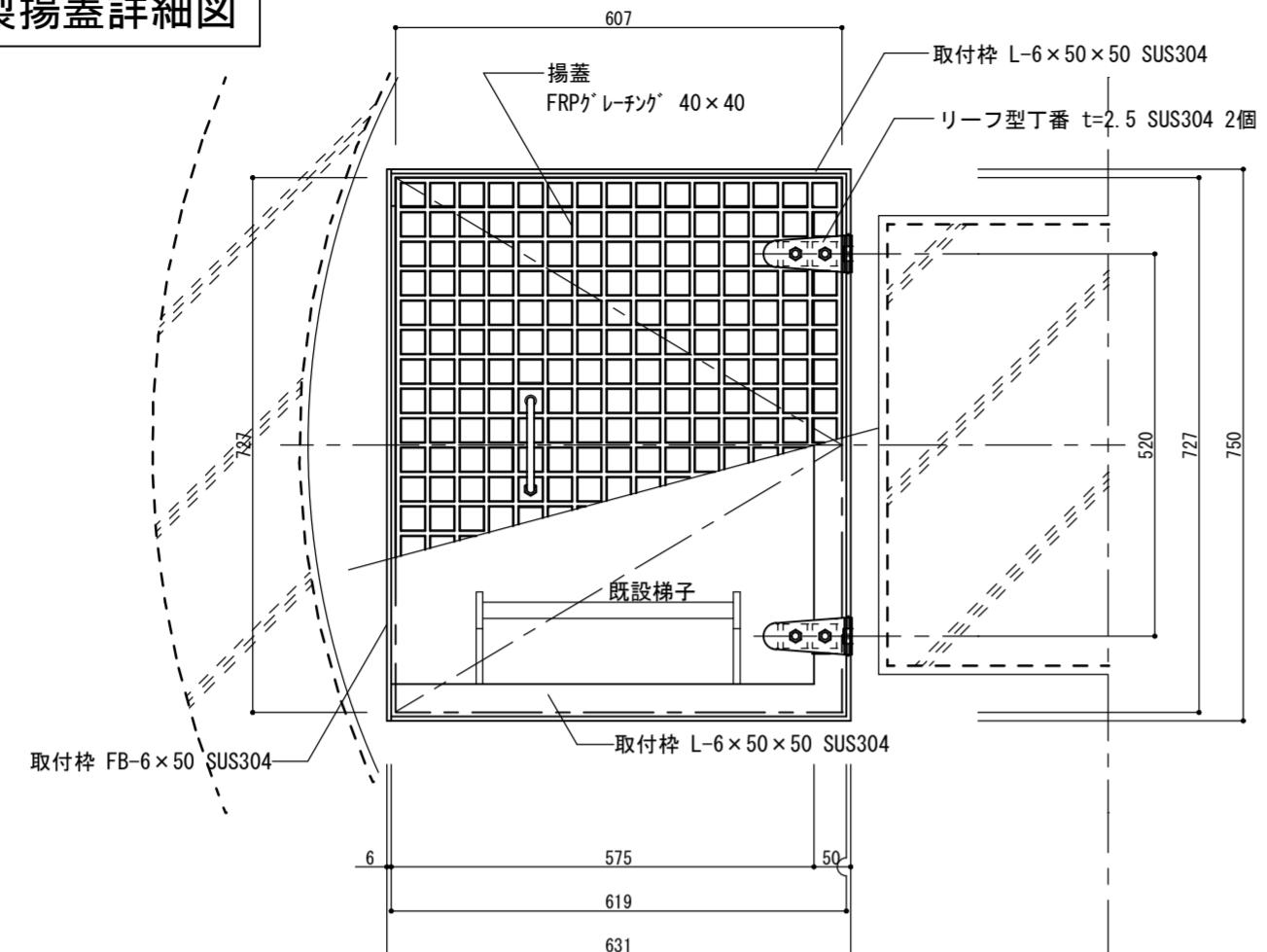
名 称	親子開ステンレス扉 (W1,100×H1,800)
名 称	S-1/50
材 質	SUS304(骨組共)、建枠共新替
見 込	扉: 40mm、枠: 120mm (材 t 1.5mm)
仕 上	素地仕上げ
付 属 品	重量物用蝶番 (6箇所)、レバーハンドル、丸落し (2箇所)、アームストッパー (2箇所)、パッキン、丸棒環貫、アフリ止め (2箇所)、アフリ止め (2箇所) ※すべてSUS304とする
備 考	錠前 (特殊錠) (1個)



親子開ステンレス扉取付詳細図 S-1/10

令和7年度	工事名称 羅臼灯台改良改修工事	図名 灯室・4等灯ろう改修図 出入口扉改修各図	縮尺 図示	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計 佐々木	葉数 4	番号 3
-------	--------------------	-------------------------------	----------	-------------------	-----------	---------	---------

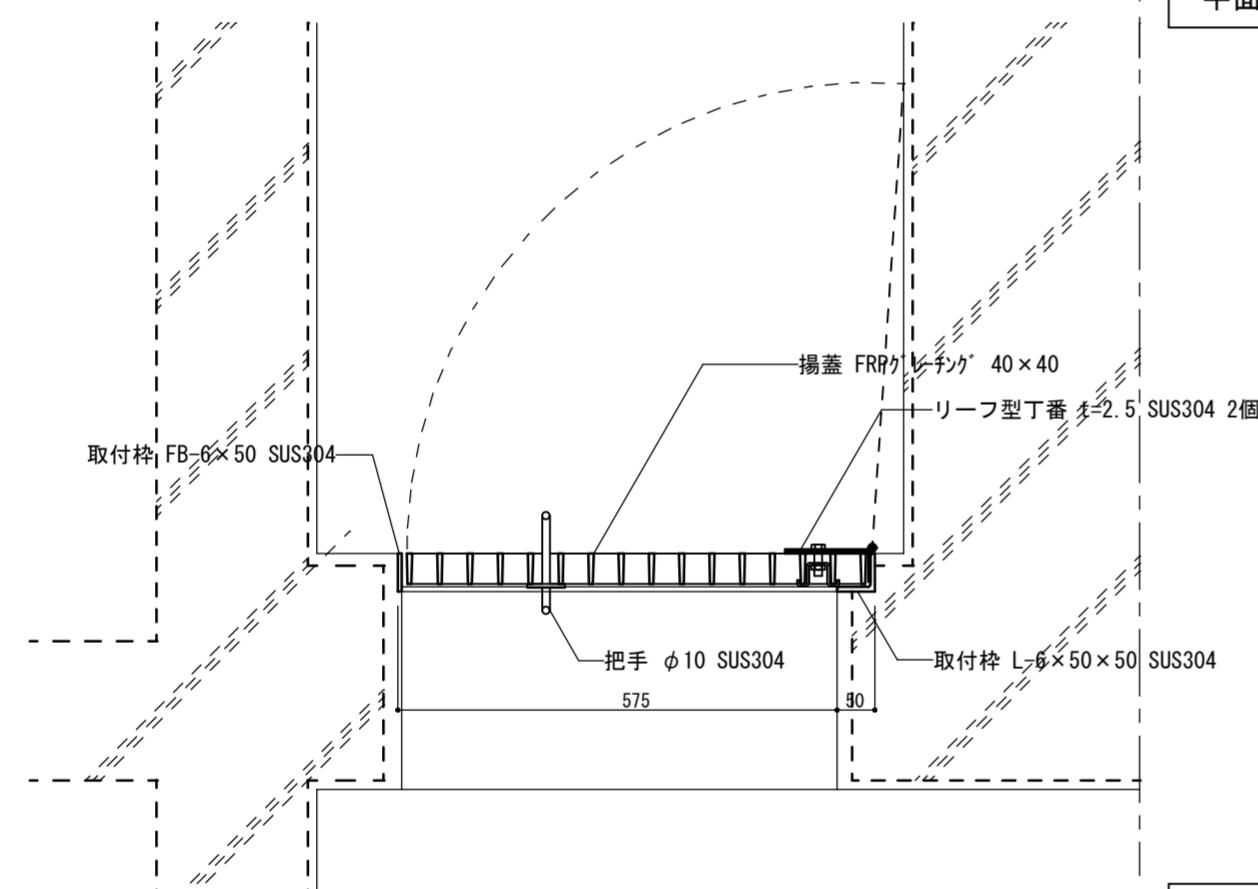
灯室 F R P 製揚蓋詳細図



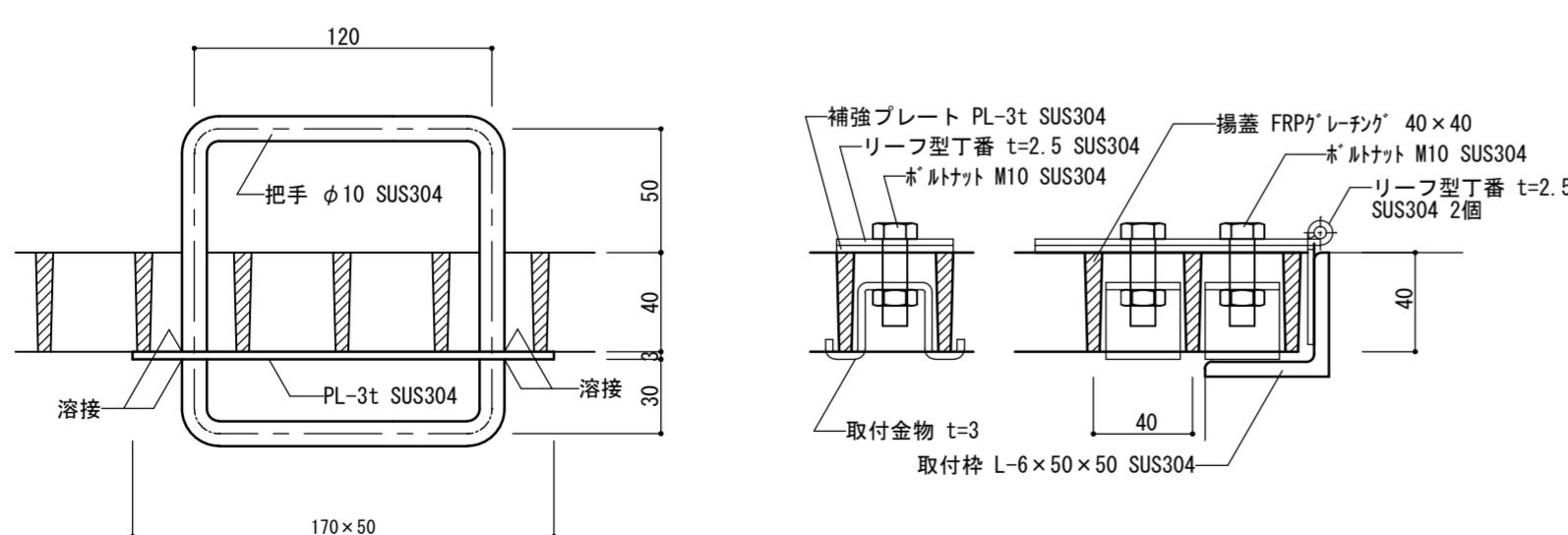
換気孔詳細図 S=1/5

仕上げ : No. 2B

平面図 S=1/10



断面図 S=1/10



把手取付図 S=1/3

取付詳細図 S=1/3